

## J A 西都組合員の皆様へお願い

### 組合員資格のご確認と異動手続きについて

組合員の皆様の住所・氏名等の変更があった場合や、組合員資格に変動があった場合は、当組合の定款の定めにより、その旨を組合に届けていただくとともに、「異動手続き」が必要となっております。

該当となる場合は、お手数をおかけしますが、現在加入されている支所にて手続きを行っていただきますようお願い致します。

なお、手続きの際には、運転免許証や健康保険証などご本人が確認できる公的書類と印鑑をご持参下さい。



#### <異動手続き：例>

##### ◎正組合員から → 准組合員へ

耕作面積に変更があり、耕作面積が10アール未満となり1年のうちに農業に従事する日数が、90日未満になった方（※1年のうち農業に従事する日数が90日以上の方を除きます）

##### ◎准組合員から → 正組合員へ

耕作面積に変更があり、現在の耕作面積が10アール以上になる方  
耕作面積は10アール未満であるが、1年のうち農業に従事する日数が90日以上になる方

##### ◎相続による名義変更

組合員（出資の名義人）が死亡された場合  
（死亡された日より60日以内に名義変更の申込みをお願い致します。）

#### <お問合せ先>

J A 西都 管理課

〒881-8567 西都市大字右松 2071

電話：0983-35-4111



中央支所：0983-35-4141

三財支所：0983-44-5024

穂北支所：0983-43-3121

東米良支所：0983-46-2369

都於郡支所：0983-44-5014

西米良支所：0983-36-1211

三納支所：0983-45-1314